

令和 2 年 11 月 30 日

第 7 回南知多町議会臨時会会議録

1 議 事 日 程

1 1 月 3 0 日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 提出案件の概要説明
- 日程第4 議案第72号 財産の購入について（タブレット端末機器80台）
- 日程第5 議案第73号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第74号 南知多町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第75号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

2 会議に付した事件 議事日程に同じ

3 議員の出欠席状況

出席議員 （12名）

1番	山本優作	2番	鈴木浩二
3番	片山陽市	4番	小嶋完作
5番	内田保	6番	石垣菊蔵
7番	服部光男	8番	藤井満久
9番	吉原一治	10番	松本保
11番	榎戸陵友	12番	石黒充明

欠席議員 （なし）

4 説明のため出席した者の職・氏名

町長	石黒和彦	副町長	中川昌一
総務部長	田中嘉久	総務課長	内田純慈
企画部長	鈴木茂夫	企画課長	高田順平
検査財政課長	山下忠仁	建設経済部長	鈴木淳二

厚生部長 大岩 幹治 教 育 長 高 橋 篤
教 育 部 長 山 下 雅 弘

5 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 大久保 美 保 主 査 小 坂 有 一

[開会 11時00分]

○議長（藤井満久君）

皆さん、おはようございます。

本日は、大変御多用の中を11月臨時議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和2年第7回南知多町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。日程に従い、議案の審議を逐次行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井満久君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において6番、石垣菊蔵議員、7番、服部光男議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（藤井満久君）

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定しました。

日程第3 提出案件の概要説明

○議長（藤井満久君）

日程第3、提出案件の概要説明を求めます。

町長。

○町長（石黒和彦君）

おはようございます。

本日、ここに臨時町議会を招集いたしましたところ、町議会の議員の皆様方におかれましては御出席を賜り、深く感謝申し上げます。

本日の臨時会で御審議いただきます案件は、財産の購入についてをはじめ4議案であります。

それでは、提出案件の概要を説明申し上げます。

議案第72号のタブレット端末機器80台の購入につきましては、去る11月25日に入札を終えましたので、地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

議案第73号の南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第74号の南知多町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第75号の南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきましては、人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定に合わせ議会議員並びに特別職及び一般職の職員の期末手当支給割合の改定を実施するため、現行条例の一部を改正するものであります。

以上で提出案件の概要説明を終わらせていただきます。円満かつ速やかに御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤井満久君）

これをもって提出案件の概要説明を終わります。

日程第4 議案第72号 財産の購入について（タブレット端末機器80台）

○議長（藤井満久君）

日程第4、議案第72号 財産の購入について（タブレット端末機器80台）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長（鈴木茂夫君）

それでは、議案第72号 財産の購入につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案を1枚はねていただきまして、提案理由の説明を御覧ください。

1. 提案の理由は、タブレット端末機器80台を購入するため、地方自治法第96条第1

項第8号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

2. 財産の概要は、タブレット端末機器80台を南知多町に令和3年1月29日までに納入するものでございます。

契約金額は1,781万9,120円で、うち取引に係る消費税及び地方消費税の額は161万9,920円でございます。

契約の相手方は、株式会社大塚商会中部支店でございます。

入札につきましては、去る11月25日に指名競争入札にて実施したものであります。

なお、次のページには入札の結果をつけてございます。

その次のページには、参考資料として物品の概要をつけてございます。

なお、内容としましては、新型コロナウイルス感染症対策としてオンライン会議など新しい生活様式に対応するため実施するオンライン会議環境等構築業務におきまして、80台のタブレット端末機器を購入するもので、その内訳は、役場の係長以上の職員用として66台、保育所及び子育て支援センターの所長代理以上の職員用として10台、予備が4台の合計80台でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

3点、質問させていただきます。

指名競争入札とありますけれど、2者は辞退しております。この6者は、どのような基準で選ばれておりますか。これが1点目。

2点目です。

なぜ、直接購入にしてリースにしなかったのか。

それから、3点目です。

80台のタブレット端末購入で、今ちょっと説明がありましたが、町職員全員に持たせるといふ、そういうことでいきますと足りないのではないかと。今後、学校のように職

員1人1台目指して買い直しをしていく予定なのか、この3点についてをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤井満久君）

検査財政課長。

○検査財政課長（山下忠仁君）

1番目の入札についての6者にしたことについての説明をさせていただきます。

近年のコンピューター、タブレットの調達に関する業者選定におきまして、この6者が適当と指名審査会のほうで認めたものですから、この6者を指名してございます。以上です。

○議長（藤井満久君）

企画課長。

○企画課長（高田順平君）

ただいまの内田議員からの2つ目、なぜ直接購入ではなくリースにしなかったのかと、3つ目の御質問、今後の導入の方向性について答えさせていただきます。

まず2つ目のなぜリースにしなかったのかということにつきましては、今回こちらのタブレット端末の導入につきましては、国の地方創生臨時交付金のほうを利用させていただいております。このため、一括購入ということを取らせていただいております。

また3つ目、今後の導入につきましてでございます。

今回、80台のタブレットを導入することによりまして、約半数の職員に対しましてノートパソコンではなくタブレット端末の導入が可能となります。従来ですと、5年から6年かけましてこちらのパソコン端末のほうは更新のほうをさせていただいております。今後の更新の予定も踏まえながら、順次導入のほうを検討したいと考えております。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第72号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第73号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第74号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第75号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(藤井満久君)

日程第5、議案第73号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第6、議案第74号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議案第75号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての3件は、関連がありますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(田中嘉久君)

それでは、議案第73号 南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例、議案第74号 南知多町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第75号 南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、この3議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

議案第73号の次に提案理由の説明をつけさせていただいておりますので、御覧いただきたいと思っております。

1の改正の理由であります。

人事院は、令和2年10月に民間の支給割合との均衡を図るため、期末手当を年間0.05月分引き下げる給与勧告を行いました。これにより、本町においても、国家公務員の給与改定に併せまして、議会議員並びに特別職及び一般職の職員の期末手当支給割合の改定を実施するため、現行条例の一部を改正する必要があるからであります。

2の改正の主な内容であります。

(1)南知多町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例は、第6条第2項関係の改正となります。

(2)南知多町特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、第4条関係の改正となります。

改正内容は、次の表のとおり期末手当の支給割合について、令和2年12月期は0.05月分引下げ、また令和3年6月期と12月期の支給割合については均等にします。

次に、(3)南知多町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、第20条第2項関係の改正となります。

裏面になります。

再任用職員以外の職員の期末手当の支給割合について、令和2年12月期は0.05月分引下げ、また令和3年6月期と12月期の期末手当の支給割合については、それぞれ均等にします。

3の施行期日は、3議案いずれも公布の日から施行となります。ただし、第2条の規定は令和3年4月1日からの施行をします。

提案理由の次のページに条例の新旧対照表をつけておりますので、御覧いただきたいと思えます。

以上で3議案の提案理由の説明終わります。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（藤井満久君）

これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

内田議員。

○5番（内田 保君）

質疑させていただきます。

今回の人事院勧告は、本来は民間との差は0.04です。しかし、引下げ額としては0.05か月という形で勧告されているわけですが、人事院勧告があるから下げるという形式的な考え方ではなくて、現在コロナ禍でございます。今回、町長がコロナ禍で頑張っておる役場の職員の働き方を考えたら本来上げたいと、思ってみるんじゃないかと思うんですね。それでも苦渋の決断で下げるといふうじゃないかと推察するわけです。それで、町長は、頑張っている町職員に対して削減提案にどのような人間的なメッセージを送るつもりなのか、これが1点目。

2点目です。

会計年度任用職員の期末手当削減について確認します。

会計年度任用職員については、東海市、武豊町、東浦町は減らしません。しかし、逆に知多市、大府市は減らすようです。補正予算書を見ると、南知多町は、削減の対象にはしていないということですが、これでよかったですでしょうか。

それから3点目です。

もし、人事院勧告で一般職は約2万円の年収の削減になっておるようでございますけど、会計年度任用職員の期末手当を削減した場合には、恐らく半分の150万円ぐらいは削減になったと、こういうふうな確認であったのか、これは止めたわけですけど、そういう理解でいいかということですので、お願いします。

○議長（藤井満久君）

町長。

○町長（石黒和彦君）

今、内田議員御指摘のとおりのお気持ちがないわけではございませんが、町民と寄り添うという姿勢の中で町職員も我慢してもらえると、そう理解しております。以上です。

○議長（藤井満久君）

総務課長。

○総務課長（内田純慈君）

2つ目の会計年度任用職員について期末手当の減額はないのかという質問であります。が、条例等規則で会計年度任用職員の期末手当の支給額については、常勤の職員の例に

よることとしていますので、一般職の職員と同様に減額をいたします。具体的には、12月期の期末手当から0.05月分を減して1.3月分から1.25月分に減額されます。

なお、補正予算に関しましては、会計年度任用職員の期末手当はある程度の実績の月額に応じて支払うということになっておりますので、今回減額のほうは、いたしませんでした。

3つ目であります、その場合のどのくらいの減額なのかということになりますが、6月に期末手当を支給しました会計年度任用職員、その支給額から積算しますと影響額は全体で約58万8,000円の減額となります。以上です。

○議長（藤井満久君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

お諮りします。この際、討論を省略して採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第73号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第75号の件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井満久君）

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて令和2年第7回南知多町議会臨時会を閉会いたします。皆さん、御苦労さまでした。

〔 閉会 11時18分 〕

上記会議の経過は、議会事務局長の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 藤 井 満 久

署 名 議 員 石 垣 菊 蔵

署 名 議 員 服 部 光 男